



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

税 務 課

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第8号の2

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（個人の県民税に係る徴収取扱費の返納） 第18条 法第47条第1項の規定により市町村へ交付した徴収取扱費に<u>返納すべき額が生じた場合、市町村長は、条例第13条第1項の規定により算定した金額と合わせて、当該返納すべき額を知事に報告しなければならない。</u> 2 知事は、前項の報告があった場合、<u>当該返納すべき額を条例第13条第2項に規定する徴収取扱費から控除して、市町村へ交付するものとする。</u> （法第73条の14第3項の規定による不動産取得税の特例控除に関する申告手続） 第20条の3 条例第28条第3項の規定により法第73条の14第3項の規定による不動産取得税の特例控除を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を申告書に添付して振興局長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 （環境性能割の減免申請手続） 第40条 条例第66条第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、減免申請書を振興局長に提出するとともに、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体	（個人の県民税に係る徴収取扱費の返納） 第18条 法第47条第1項の規定により市町村へ交付した徴収取扱費に<u>返納額が生じた場合、市町村長は、毎年7月15日までに徴収取扱費の返納書を振興局長に提出し、当該返納額を振興局長が指定する期限までに納入通知書によって払い込まなければならない。</u> （法第73条の14第3項の規定による不動産取得税の特例控除に関する申告手続） 第20条の3 条例第28条第1項の規定により法第73条の14第3項の規定による不動産取得税の特例控除を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を申告書に添付して振興局長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 （環境性能割の減免申請手続） 第40条 条例第66条第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、減免申請書を振興局長に提出するとともに、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体

障害者等を常時介護する者の運転免許証（同法第95条の2第4項の免許情報記録個人番号カードを含む。以下「運転免許証等」という。）を提示しなければならない。この場合において、減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。

2～4 略

5 この条による環境性能割の減免の申請をする者が、運転免許証の提示に代えて免許情報記録個人番号カードを提示する場合は、併せて道路交通法第93条第1項第1号から第3号までに規定する事項及び同法第91条の免許の条件を明らかにする書類を提出しなければならない。

6 前項の規定は、第42条により種別割の減免の申請をする場合に準用する。

（種別割の減免申請手続）

第42条 条例第66条第2項第4号の規定により身障減免を受けようとする者は、減免申請書を振興局の長に提出するとともに、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等を常時介護する者の運転免許証等を提示しなければならない。この場合において、減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。

2～6 略

別表（第54条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
削除		様式第68号
略		

障害者等を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。この場合において、減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。

2～4 略

（種別割の減免申請手続）

第42条 条例第66条第2項第4号の規定により身障減免を受けようとする者は、減免申請書を振興局の長に提出するとともに、身体障害者手帳（戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。この場合において、減免の対象となる自動車が身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで生活をする身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者によって運転されるものであるときは、当該自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転されるものであることの証明書を添付しなければならない。

2～6 略

別表（第54条関係）

根拠条項	様式名	様式番号
略		
規則第18条	個人県民税の清算に係る徴収取扱費返納書	様式第68号
略		

規則様式第67号及び様式第68号を次のように改める。

様式第67号

年 月 日		市町名		
長宛て		市町長名		
年度(第 期)個人県民税に係る徴収取扱費計算書				
区分		基数 (A)	乗数 (B)	徴収取扱費 (C)=(A)×(B)
(1)	当該年度に賦課決定した納税義務者に係るもの	納税義務者数 人	円	円 (ア)
	第Ⅰ期:(ア)×1/2 控除額又は前期までの 第Ⅱ期:第Ⅰ期(ア)-(イ) 第Ⅲ期:第Ⅱ期(ア)欄 交付額			円 (イ)
	今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税義務者に係るもの(過年度交付済額)	人	円	円 (ウ)
	今回交付額 (ア)-(イ)-(ウ)			円 (エ)
(2)	平成18年度以前賦課決定分の 払込額にかかるもの (延滞金を含む。)	①払込額	円	
		②控除額	円	
		③還付又は充当額	円	
		①-②-③	円	円
(3)	市町村が徴収した徴収金を納税者に還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金(地方税法第17条又は第17条の2の規定の例によって還付し、又は充当した金額を含む。)に相当する金額	R06年度 以降のもの	還付額 円	県民税の按分率 円
		R05年度 以前のもの	還付額 円	県民税の按分率 円
(4)	上記の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	R06年度 以降のもの	還付額 円	県民税の按分率 円
		R05年度 以前のもの	還付額 円	県民税の按分率 円
(5)	納付期限前に対する報奨金の額に相当する金額	報奨金額 円	県民税の按分率	円
(6)	所得割から控除しきれなかった配当割・株式等譲渡所得割に係る還付(又は充当)金に相当する金額			県が還付すべき金額 円
(7)	報告誤りにより県へ返納すべき額 (過去に報告した(3)から(6)の金額の誤りに係るもの)			円
(8)	徴収取扱費交付額 ((1)の(エ)から(6)までの合計額から(7)を差し引いた金額)			円

様式第68号 削除

様式第78号中

「

法人 設立	所 在 地		法 人 名	
	設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電 話	

」

を

「

法人 設立	所 在 地		法 人 名	
	設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電 話	
関与税理士署名		電話 ()		

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第40条及び第42条の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト